

市民生活の支援に関するもの

【NO】★市が窓口となるもの 【対象者】①市民の皆さん、②事業所・事業主の方

NO	名称	対象	概要	問合せ先
6 ★	特別定額給付金	①	<p>▶対象者＝令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されているすべての方</p> <p>▶給付額＝1人につき10万円</p> <p>▶申請できる方＝世帯主</p> <p>▶申請方法＝送付した申請書に必要事項を記入して、本人確認書類と振込先口座の確認書類の写しを添付して郵便にてご返送ください。</p> <p>マイナンバーカードをお持ちの方(世帯主)は、オンライン申請ができます。</p> <p>▶申請期限＝8月11日(火)まで</p> <p>▶給付日＝申請書の提出後、10日ほどで口座へ振り込みます。</p>	佐野市特別定額給付金担当 ☎(25)8530 FAX(21)5120
7 ★	子育て世帯への臨時特別給付金等	①	<p>▶対象者＝児童手当の受給者(令和2年3月31日現在で市内に住所を有する0歳から中学生までの児童手当を受けている方)。特例給付の方は対象外となります。</p> <p>▶給付額＝対象児童1人につき2万円(佐野市1万円、国1万円)</p> <p>▶申請方法＝申請は不要です(市から案内の通知を送付します)。公務員の方は所属庁の証明を受けたうえで市に申請してください。</p> <p>▶給付日＝6月29日(月)に口座へ振り込み予定(公務員の方は申請書の提出後、随時口座へ振り込み予定)</p>	こども課 ☎(20)3023 FAX(24)2708
8 ★	市立学校の学習支援・教育相談	①	<p>教育委員会で作成した動画や自習のための教材を配信し、児童生徒の学習を支援します。</p> <p>児童生徒は、自宅のパソコン、タブレット、スマートフォンで学習できます(インターネット環境などにより自宅でパソコンなどが利用できない場合には、希望により教育センターを利用できます)。</p> <p>動画や教材の配信などは、メールで連絡します。</p> <p>※学校や家庭での困りごとについてもお気軽にご相談ください</p>	教育センター ☎(20)3108 FAX(20)3110
9	保育料の日割り還付	①	<p>市からの家庭保育要請期間中に協力した場合または臨時休園などになった場合に、その月内に保育園などに出席した日数をもとに保育料を日割り計算し、一旦納入していただいた保育料から差し引いた金額を還付します。</p> <p>※0歳から2歳児クラスの園児が対象です</p>	保育課 ☎(20)3038 FAX(24)2708



NO	名称	対象	概要	問合せ先
10 ★	妊婦へのマスクの配布	①	妊娠中の方は、5月20日ごろから順次各家庭へお送りします。 その後は、妊娠届出時に配布します。	健康増進課 ☎(24)5770 FAX(20)3032
11 ★	傷病手当金(国民健康保険、後期高齢者医療)	①	▶対象者＝佐野市の国民健康保険または栃木県の後期高齢者医療に加入している被保険者(給与などの支払いを受けている方)で、新型コロナウイルスに感染した方、または発熱などの症状があり、当該感染症の感染が疑われる方 ▶給付額＝直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額を日数分 ▶給付期間＝労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(4日目)から労務に服することができない期間(給与などを受けることができる期間は除く) ▶申請方法＝申請書、医療機関や事業主の証明の提出が必要です。 ▶給付方法＝申請書の提出後、審査を行い口座へ振り込みます。	(国民健康保険) 医療保険課 ☎(20)3024 FAX(24)2708 (後期高齢者医療) いきいき高齢課 ☎(20)3021 FAX(21)3254
12	住居確保給付金(家賃)	①	▶対象者＝離職・廃業から2年以内の方、または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方に、家賃相当額を支給します。 ▶受給要件＝収入、資産、求職活動などの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。 ▶給付額＝32,200円～(世帯の人数に応じた家賃相当額) ▶申請方法＝要予約。条件により添付書類などが異なるため、事前の電話予約でお問い合わせください。 ▶給付期間＝原則3カ月(最長9カ月)	(福)佐野市社会福祉協議会 ☎(22)8113 FAX(22)8149
13	緊急小口資金	①	休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、10万円以内(特別な場合は20万円以内)の貸し付けを行います。	(福)佐野市社会福祉協議会 ☎(22)8126 FAX(22)8149
14	総合支援資金	①	収入の減少や失業などにより、日常生活の維持が困難となった場合に、2人以上の世帯に月20万円以内(単身世帯は15万円以内)の貸し付けを行います。	(福)佐野市社会福祉協議会 ☎(22)8126 FAX(22)8149
15	栃木県勤労者生活資金	①	勤務年数が1年以上となる県内に居住する勤労者や、失業者で要件を満たす方へ、生活資金の貸し付けを行います。	中央労働金庫佐野支店 ☎(24)8185 足利労政事務所 ☎0284(41)1241

